

市民集会「再生可能エネルギーへの転換と推進」 を開催して

森 崎 有 治

平成23年1月27日(木)午後6時から、ビック愛8階会議室にて、当会主催による「環境問題について考える市民集会～再生可能エネルギーへの転換と推進」を開催しました。

昨今、地球温暖化による異常気象、生態系への影響など地球規模での環境悪化が注目されています。そして、地球温暖化は、化石燃料の大量消費などによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因であると考えられています。

そこで、公害対策・環境保全の観点から、化石燃料に代わりうる太陽光、風力など、持続可能な自然エネルギーへの転換と推進をテーマにした市民集会を企画し、当日は、基調講演とパネルディスカッションを行いました。

1. 基調講演

基調講演では、日本環境学会会長でもある和田武工学博士に、再生可能エネルギーの現状と課題についてお話し頂きました。



和田博士は、地球温暖化がもたらす環境破壊の回避は21世紀の世界的至上命題であり、そのためには、省エネとエネルギー効率改善を推進するとともに、再生可能エネルギー利用構造への転換が必要であると訴えられました。具体的には、温暖化回避のためには、産業革命以降の気温上昇を2℃以下に抑制し、2050年までに世界の温室効果ガス排出量の50%以上を削減する必要があり、今後は、わが国など先進国は2050年までに80%以上の削減が求められ、途上国では二酸化炭素排出削減と再生可能エネルギー普及について、先進国がサポートする枠組みを策定する必要があると指摘されました。

そして、再生可能エネルギー設備は、化石燃料などの利用に比べて、小型で分散型になることから、市民参加、地域主導の形で飛躍的に普及させることが可能であり、それによって地域は豊になり持続可能な社会への発展に繋がるはずであると指摘され、インド、デンマーク、ドイツなどにおいて、再生可能エネルギーの普及が国の適切な政策と市民参加で促進されてきていることが紹介されました。特に、インドは、太陽光、風力、バイオなど再生可能エネルギー普及に先進的に取り組んでおり、途上国の今後のモデルとなり得るとのことであり、デンマークでは、2008年に制定された再生可能エネルギー促進法により、すべての風力発電所建設にお

いて、地域住民に20%以上の所有権を与えることで、市民主導の普及が可能となっているとのこと。また、ドイツの事例として、村民全員参加で太陽光発電所建設を行ったことにより、それまで過疎であった寒村に若い移住者も集まり、住みよい村に変貌した事例や、有志の村民が風力発電会社を設立した結果、売電収入により村の財政も潤い、全ての村民に利益をもたらしている事例が紹介されました。ドイツではわが国に比べ、地熱、太陽熱、バイオマスなど再生可能エネルギー熱の利用が極めて高くなっているとのこと。そして、再生可能エネルギーの普及促進制度として注目されるのが、発電設備所有者の総経費が売電収入で補償される電力買取補償制度であり、デンマークで最初に風力発電に採用された制度が、ドイツですべての再生可能エネルギーを対象に拡大され、スペイン、フランス、ベルギー、インドなど多くの国に広がりつつあることを指摘されました。

わが国では、再生可能エネルギーに対する関心は高いのですが、国の政策が不適切なため、これらの国々に比べて普及が停滞しているとのこと。例えば、経済産業省が提案中の太陽光発電にかかる電力買取制度は、余剰電力の買取に限定されており、ドイツのような電力買取補償制度になっていないということです。

今後わが国で、再生可能エネルギーへの転換と推進を図るためには、地域において市民が主体的に参加していくことができるように、電力買取補償制度など適切な普及政策を採用するとともに、普及に必要なインフラ整備や研究開発などを積極的に行っていくことが望まれるとのことであり、こうした市民や地域主導による再生可能エネルギーの普及

は、農村地域の発展にも繋がり、より民主的で持続可能な社会の実現に資すると総括されました。

2. パネルディスカッション

パネルディスカッションは、基調講演をしていただいた和田博士をはじめ、風力発電事業会社である（株）ユーラスエナジージャパン事業開発第二部長の高畠哲氏、NPO 法人わかやま環境ネットワーク代表の重栖隆氏及び当会会員の遠藤桂介弁護士の4名をパネリストとして迎えました。

ここでは風力発電や太陽光発電をめぐる法的問題点、発電所建設に伴う地域の自然環境との調和や地域住民の生活への影響、特に風力発電については、低周波問題などについて議論されました。



高畠さんからは、ユーラスエナジーの事業が紹介され、わが国における風力発電の課題を示して頂きました。同社は現在、世界で約200万キロワットの風力発電を行っており、これは原子炉2基分の発電量に相当し、和歌山の有田川ウインドファームでは10基で1万3000キロワット、一般家庭2700世帯分をまかなえる発電をしているとのこと。そして、関連事業者などがつくる（社）日本風力発電協会の風力発電事業推進のための5つの提言、①国レベルでの

方針の明確化、例えば環境省と経済産業省とで異なる導入目標値の統一、②事業性確保のための適正価格による買取制度の早期導入、③インフラ整備として会社間の連携による送電網の充実、④建設の迅速化のための電気事業法、建築基準法、森林法などの規制緩和、⑤技術開発促進を紹介されました。

そして、地域住民の方が心配される点である、騒音、低周波、倒壊の危険性、景観、生態系への影響などに対しては、これまで各事業者が独自に管理していた環境アセスメントを、(社)日本風力発電協会での統一のものへ見直しているところであり、特に地域住民とのコミュニケーションは重要であると考え、計画のどの段階から関わって頂くのが良いかなどマニュアル化を図る方針であるとのことでした。

また、紀伊山地は風資源に富み、今後も増設していきたいというお話でした。

遠藤会員からは、平成18年8月に設置した自宅のソーラーパネルについて報告してもらいました。補助金制度の終了後であったため設置費用は約200万円であり、費用の回収には20年が必要と考えていましたが、余剰電力の買取価格が平成22年11月に24円から48円となったことにより、10年で回収可能とのことでした。

重樫さんは、どんな取り組みも地元の人が潤う還元システムを見い出さなければ受け入れられないと訴えられました。そのためには、まず電気事業法を改正し、電力の自由化、す

なわち、既存の電力会社以外からでも電力を買えるようにする必要があると指摘されました。御自身が平成10年以来、食とエネルギーを軸とした循環型地域社会の実現に向け、啓発運動と人材育成に取り組んでいたところ、ようやく成果が見え始めており、再生可能エネルギーへの転換と促進に向け、いよいよ結実させる時機が来たと感じていると、意気込みをお伺いしました。

そして和田博士からは、海外でも風力発電による公害はそれほど問題となっていないが、その理由としては市民が自ら取り組み関わっていることや、集落からの距離や地域の区分けなどの基準が設けられていることが考えられるとの指摘がありました。また、電力買取制度は世界40数カ国で導入されており、日本のような余剰電力だけの買い取りではなく、多くの国で全量が対象となっており、設置した人が初期費用を回収でき、損をしない仕組みとなっていることが紹介されました。

以上の通り、今回の市民集会は、従来から問題となっている温暖化防止という視点を中心に再生可能エネルギーの可能性について検討したのですが、本年3月11日の東日本大震災における原発事故の問題に直面するわが国においては、今後は、原子力からの転換という視点からも、再生可能エネルギーの可能性について検討されていくものと考えられます。